

## 令和 5 年 第 10 回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 — 令和 5 年 9 月 28 日（木） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 40 分  
場 所 — 高層館 12 階 選挙管理委員会  
出席者 — （委 員）中井委員長、星原委員長代理、山口委員  
（事務局）中井事務局長、新家主幹、永吉係長、清瀬係長、井上主査

（中井委員長）

ただいまから、第 10 回選挙管理委員会を開催します。

本日、松井委員は欠席されております。

本日の案件は 2 件ございまして、選挙人名簿の定時登録についての報告とその他案件となっております。

それでは、案件 1 選挙人名簿の定時登録についての報告をお願いします。

（永吉係長）

それでは、案件 1 について報告させていただきます。

令和 5 年 9 月 1 日現在における選挙人名簿の定時登録の件でございます。

1 ページを御覧ください。(1)の右欄囲みにありますように今回の登録者数は 11,110 人で、内訳として、18 歳到達者が 1,816 人、転入者が 9,294 人でございます。結果として登録者の総数は、683,308 人でございます。

2 ページですが、上の表は、各区の選挙人名簿登録者数を示しております。その表の左下の太枠部分 683,658 人が、令和 5 年 6 月 1 日現在の登録者総数で、右端の太枠部分が先ほど申しました 9 月 1 日現在の登録者総数の 683,308 人ですので、今回 350 人減少しております。

下の表は、各区の在外選挙人名簿の登録者数でございます。左下の太枠部分 372 人が 6 月 1 日現在、右端の太枠部分 364 人が 9 月 1 日現在の登録者総数ですので、今回 8 人減少しております。

3 ページから 6 ページにかけまして、区ごと投票区別の一覧表を掲載しております。続きまして、7 ページですが、この表は、各区投票区の状況を登録者数の規模別に分類したものでございます。

表と表の間に記載しております最小 765 人が美原区第 11 投票区丹上公民館で、最多 12,392 人が中区第 8 投票区東百舌鳥小学校でございます。

8 ページですが、9 月 1 日現在の登録者数に基づく告示でございます。

条例制定改廃直接請求の必要数を示す 50 分の 1 の数として 13,667 人、市町村合併協議会設置協議を求める投票の請求必要数を示す 6 分の 1 の数として 113,885 人、議会解散・市長等の解職に係る請求の必要数として 180,552 人となっております。

最後に、9 ページの告示でございますが、議員・区選管委員の解職請求の必要数で、各区の登録者数の 3 分の 1 の数を示しております。以上でございます。

(中井委員長)

選挙人名簿の定時登録について説明いただきましたが、質問等はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 1 については了とします。

次に、案件 2 その他案件に入ります。令和 5 年第 4 回市議会についての報告をお願いします。

(中井事務局長)

8 月、9 月で開催されました令和 5 年第 4 回市議会定例会について、市議会議員から質疑がありましたので、その内容について報告させていただきます。

大きくは 1 番の 8 月 29 日にありました大綱質疑の部分と、2 番として 9 月 22 日の総務財政委員会の方の質疑と 2 件ございます。

まず 1 番、大綱質疑ですけれど、大阪維新の会堺市議会議員団の上村太一議員より、堺市長選挙について質問がありました。

内容といたしましては、概要欄に記載しておりますとおり、市長選挙の日程についての件でございます。

統一地方選挙と合わせずに単独選挙として実施したが、低投票率となったことについて選挙管理委員会としてどう受け止めているのか、また同日とした場合のメリット、デメリットや、単独選挙と判断した理由等について質疑がございました。

堺市長選挙は過去 4 番目に低い投票率であったということ、議員の方から今後の日程等を考える上でしっかりと検証を行うべきではないかというふうな質問がございました。

選挙管理委員会からは、市長選挙については、これまでの議論等を振り返ることが必要と考える、検証のあり方については、選挙管理委員の意見を聴きながら検討すると答弁をしております。

議員の方からは、しっかりと検証して、市民に対しても説明してもらいたいというふうな御意見もございました。

次に 2 番、総務財政委員会です。

日本共産党堺市議会議員団の森田晃一議員から質問がありました。

質問については大きく 2 点、投票率向上の取組についてということと、公営ポスター掲示場についてということです。

まず投票率向上の取組についてですが、概要欄に記載しておりますとおり、メインは、南区のビッグ・アイで実施しました期日前投票所の増設についてのやりとりでございます。

した。

その増設について、実施状況であるとか、課題等について質疑がありました。

増設については、会場の確保であるとか、各区において、複数の期日前投票所を確実に運営できる人員体制が必要であるということ、また、選挙事務に精通した人材育成が欠かせないものということを、当局から答弁をしております。

議員の方からは、今後は期日前投票所を増設するために、区の体制確保を図ってほしい、また投票所に行けない選挙人のために、移動式の期日前投票所の設置を検討してほしいという要望がございました。

基本的に期日前投票所の設置や運営につきましては、公職選挙法上、各区の選挙管理委員会が権限を持っております。区の選挙管理委員会が増設や運営について決定するのですが、なかなか人力的な部分の体制の確保が厳しいということで、これまで2回、試行実施した部分につきましては、市の選挙管理委員会が運営主体となって、各区から応援をもらって実施してまいりました。

議員の方からは、各区でしっかりと増設について、運営ができるような体制確保が重要だろうと、そのことをしっかりやってほしいというようなことで、要望がありました。

増設したくても、そういう課題をクリアしないとできないから、それに向けて取り組んでほしいというような趣旨であったと理解しております。

次に、公営ポスター掲示場についてでございます。

各投票区に、公営ポスター掲示場を一定数設置しております。今回4月にありました統一地方選挙の市議会議員選挙のポスター掲示場の区画は3段としましたが、場所によりましては、かなり高い位置にあり、ポスターを貼る上で危険ではないかとの指摘があったとのことでした。

通常でしたら、何とか貼れるのですが、西区で1か所、神社内にあったポスター掲示場につきまして、神社内の掲示が一部見えにくいということで西区の選挙管理委員会が業者に指示しまして、通常の仕様よりも若干高さを嵩上げしたところがありまして、ポスターを貼る人の方から、3段目の区画にポスターを貼ることは、困難で危ないのではないかという指摘があったということをお伺いしております。

選挙管理委員会からは、一番下に記載しておりますとおり、固有の事情によって危険を伴う箇所については、区の選挙管理委員会と協議の上、対応を検討するということで答弁をしております。市議会の報告については以上でございます。

大きな部分につきましては、1番でありました、特に堺市長選挙の検証につきまして、今後、委員さんの意見もお聴きしまして、どういった検証をしていくのかということで、進めさせていただければと思っております。以上でございます。

(中井委員長)

ただいま、令和５年第４回市議会についての報告をしていただきましたが、委員の皆様、質問等はありませんか。

(星原委員長代理)

森田議員の質問の中で、投票率向上の取組においての移動式の期日前投票所の設置というのはどういうものですか。

(中井事務局長)

例えば山間部を持っておるような地方の都市でしたら、バスなどの車を借り上げて、その中に投票所、投票箱なりを設置して、希望する場所に回っていくといった取組を行っているところがあります。

過去の議会でも質疑があったところでございますが、政令指定都市の場合は、交通事情も一定発達しておりますし、都市によっては山間部を有するところもあるのですが、堺市の場合は、徒歩なり、バスなり、電車なりを利用すれば投票所へ行けるということで、各政令指定都市も、どこの場所に移動式の期日前投票所を導入するのかという基準作りが難しいということで、なかなかそこまでは設置してないという事情があります。

各地方都市につきましても、大体実施しておるところは、投票区の再編ということで、投票所を減らす場合、今まで例えば 20 あった投票所を半分の 10 にするとした場合、急に不便になるので、移動式のバスを借り上げて実施するといった事例があります。

今後、投票率向上のためにそういった部分も検討してほしいという趣旨でございます。

(星原委員長代理)

浜松なんかすごい山間部がありますね。家が点在している所とか。堺市では、南区の山の方になるのでしょうか。イメージ的に言いましたら。でも移動式期日前投票所のバスで回らないといけないほどの不便さはないですね。

(中井事務局長)

そうですね、現状としましては、堺市で実施することは厳しいのではないかと思っております。

(中井委員長)

これは、要望として発言されたことですので。

(星原委員長代理)

それから、公営ポスター掲示場の件ですが、一般市だった頃は定数が 52 人で、60 人を

超える候補者がおりましたので、掲示板もかなり大きく、当然５段くらいはありまして、脚立がないとポスターを掲示できないという状況でした。政令市になって、区ごとに選挙を行うようになってからは、そのようなことは解消されたと思っていたのですが、まだ個別事情はあったということで、これは、市選管に対する質問なので、区選管との協議の上となっていますが、掲示場の場所を決める主体は、区選管になりますね。

(中井事務局長)

掲示場の設置についての業者との契約は一括して市選管でしておりますが、場所の選定は、おっしゃいますように区の選挙管理委員会に権限がございますので、掲示場の場所について、ちょっと具合が悪いとか、嵩上げとかいう部分については、今までは区の選挙管理委員会が直接業者に指示を出しておりました。

ただ、今回、こういう質疑がありましたので、その辺のやりとりの部分について、市も協議に入る必要はあるのかなと考えておりまして、ちょっとその辺の流れの整理が必要かなと思っております。

(星原委員長代理)

今回は、もうそれで一応はクリアしていたのですか。

(中井事務局長)

今回は、既に終わってからの話です。そのときにお話があれば、何らかの協議の上、対処できたかどうかはわかりませんが、選挙が完全に終わってから、議員の方から指摘があったという形です。

(中井委員長)

今、星原さんから質問のあった分は、今後の選挙のときに心して、区選管の方へ、言っておいてください。

(中井事務局長)

はい。

(中井委員長)

区単位の選挙になって、条件が変わってもたまにこういうことがあるということですから、今後のときに参考にしてもらうために、各区の選管の方に、今回このような指摘があったということを連絡しておいていただいたら改善していくのではないかなと思います。

他にありませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、令和5年第4回市議会についての報告を了といたします。

その他案件は、他にありませんね。

(中井事務局長)

はい。

(中井委員長)

それでは、以上をもちまして第10回委員会を終了します。